「いじめ」対応フローチャート

【内部情報】
○教職員の気づき
○生徒の気づき・生活アンケート
○キャリアノート等の文章チェック　他

特別支援教育コーディネーター
生徒指導主事
補導専任・人権主任
クラス担任
学年主任
養護教諭、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

【外部情報】
○ネットパトロール
○家庭や地域
○関連機関　他

いじめ（疑い）を抱え込まない

管理職

校長による学校組織の招集

年間３回、定例会の開催

いじめ防止・対策委員会

○未然防止のための環境づくり
「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」
○基本方針・年間計画の作成及び見直し
○校内研修の企画・実施
○事実関係の把握といじめか否かの判断
○いじめ対応方針の決定

【委員会の構成】
・管理職（校長、副校長、教頭）
・生徒指導主事
・人権教育主任
・補導専任
・教務主任
・学年主任
・養護教諭
・特別支援教育コーディネーター
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー

いじめと認定

学校対応事案

重大事案

【臨時】職員会議の招集（教職員の情報共有、アンケート調査・聞き取り調査の依頼）

【緊急】いじめ防止・対策委員会
再調査（アンケート調査・聞き取り調査）の検証及び対処策の確認
（いつ、どこで、誰が、何を、どのように 等を明確にしておく）

【臨時】職員会議の招集（検証及び対処策の報告）

事案内容により適宜開催

人権教育推進委員会の招集

保護者に対する説明・謝罪

被害生徒に対する支援

加害生徒に対する指導

全校生徒に対する説明・指導

いじめの後遺症に対する心のケア

いじめの解消確認

高知県教育委員会への報告

緊急学校支援チームの要請

保護者説明会・全校集会・報道対応

調査組織（第三者）の立ち上げ
①学校の設置者が主体
・第三者のみ
②学校が主体
・学校組織に第三者を加える
・学校が調査委員会を立ち上げる
※判断は教育委員会が行う